

令和 6 年 5 月 15 日

保護者様

大阪市立茨田北小学校
校 長 東 義孝

5 月分学校徴収金の納入について（ご案内）

平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、5 月分学校徴収金を下記の要領にて徴収いたしますので、お納めくださいますようお願いいたします。

記

1. 納入金額（PTA 会費 2 口の場合）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
児童費	4,000 円	4,000 円	5,000 円	5,000 円	6,000 円	4,000 円
積立金						3,000 円
PTA 会費	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円
合 計	6,400 円	6,400 円	7,400 円	7,400 円	8,400 円	9,400 円

*口座振替の方は、上記金額に、66 円の口座振替手数料を加えた金額が引き落としされます。

*4 月転入生は、上記金額に 5 年生は 18,000 円、6 年生は 20,000 円を加算して徴収します。

2. 日程・納入方法

●口座振替の方

5 月 27 日（月）に関西みらい銀行口座より引き落としを行います。前日までに口座へご入金ください。

●現金納入の方

5 月 27 日（月）までに納付書に現金を添えて本校事務室に納めてください。

※お子様が持ってこられる場合は、登校後すぐに担任または事務室へ持っていくようご指導ください。

3. 就学援助申請者の学校徴収金（児童費）の徴収猶予措置について

就学援助を申請されましたご家庭（申請書類が不備なく揃っているご家庭）の学校徴収金（児童費のみ）の徴収を審査結果が出るまで、次のとおり猶予いたします。（生活保護世帯は猶予の対象外です）

① 5 月 10 日（金）までに申請されたご家庭⇒5 月分以降の児童費を猶予

② 6 月 7 日（金）までに申請されたご家庭⇒6 月分以降の児童費を猶予

※徴収猶予は、児童費のみが対象です。積立金・PTA 会費は納入をお願いします。

※就学援助が認定された場合は、援助費を直接充当するため納入の必要はありませんが、「否認」の場合は、猶予分全額を 9 月に保護者様に納入いただきますのでご了承ください。

4. その他

振替時に預金残高不足で振替ができなかった場合は、お子様を通じて納入通知書をお渡しします。保護者の方は、通知書をご持参のうえ学校にお越しいただき、現金納入をお願いします。